

令和5（2023）年度



# 川崎市中小企業融資制度のご案内

中小企業の「今」と「明日」を支える

A colorful illustration on a red background. It features two stylized figures, a woman on the left and a man on the right, both with brown hair and rosy cheeks, cheering with their arms raised. They are standing on a grey silhouette of the city of Kawasaki, which is composed of various building outlines. The background behind them is a light pink color with white wavy lines and small yellow starburst shapes. To the right of the figures, the words "YOUR PARTNER" are written in large, white, sans-serif capital letters.

## 【令和5年度川崎市中小企業融資制度の特徴】

- 短期継続資金の創設
- 伴走支援型経営改善資金の改正
- 経営改善サポート型企業再建資金の創設

川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

令和5年（2023）4月1日現在

川崎市 融資制度

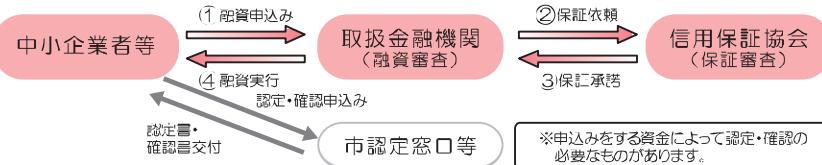
検索



## 川崎市中小企業融資制度とは

川崎市中小企業融資制度は、川崎市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。多くの制度で固定金利を利用でき、返済期間を長期に設定しています。また、一部制度を除き、川崎市が信用保証料の補助をしています。

### 【申込み手続きの一般的な流れ】



## ご利用いただける方

### 1 中小企業者又は協同組合等であること

※「中小企業者」とは次のいずれかに該当する方です。

①資本金、従業員数が、次の要件のいずれかを満たす法人及び個人事業者

| 業種                  | 資本金       | 従業員数   |
|---------------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種  | 3億円以下     | 300人以下 |
| ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く) |           | 900人以下 |
| 卸売業                 | 1億円以下     | 100人以下 |
| 小売業(飲食業を含む)         | 5,000万円以下 | 50人以下  |
| サービス業               | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業   | 3億円以下     | 300人以下 |
| 旅館業                 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

②医業を主たる事業とする場合 法人は従業員数300人以下、個人は従業員数100人以下

③従業員数が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の特定非営利活動法人(NPO法人)

※「協同組合等」の例…中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

### 2 川崎市内に事業所を置いていること

※創業支援資金の場合、法人は登記、個人は主たる事業所が川崎市内にあることが必要です。

### 3 業歴1年末満の事業者については、アーリーステージ対応資金を利用済みであること

### 4 納期が到来している住民税(産業立地促進資金は国税、都道府県税及び市町村税)を完納していること

### 5 中小企業信用保険制度の特定業種に属する事業を営んでいること

(金融業、射幸的娯楽業、遊興的飲食業、農林漁業(一部を除く)、NPO法人を除く非営利団体、宗教法人等は非対象業種です。)

※特定業種は次のとおりです。

- ①製造業 ②鉱業 ③土石採取業 ④木材伐出業 ⑤建設業 ⑥物品販売業 ⑦不動産業 ⑧運送業
- ⑨貨物運送取扱事業 ⑩倉庫業 ⑪電気・ガス・熱供給・水道業 ⑫印刷業 ⑬出版業 ⑭サービス業
- ⑮損害・生命保険代理業 ⑯郵便業 ⑰通信業

### 6 許認可を要する業種については、その許認可を取得していること

### 7 信用保証協会の代位弁済による求償債務がないこと(連帯保証人も含む)

### 8 金融機関の取引停止処分(第1回不渡りを含む)を受けていないこと

### 9 借入金の返済が延滞していないこと

### 10 破産、民事再生、会社更生等法的整理の手続申立てないこと

### 11 休眠会社でないこと

### 12 その他法令遵守していること

## 融資のお申込み

### 1 融資申込みに必要な書類

①信用保証委託申込書等(川崎市信用保証協会所定様式。取扱金融機関から必要に応じて配布いたします。)

②(個人)確定申告書の写し (法人)決算書の写し

③(個人)住民票 (法人)履歴事項全部証明書

※外国人の場合 中長期在留者: 在留カードの写し (表裏)、特別永住者: 特別永住者証明書の写し (表裏)

④住民税の納税証明書(納期の到来しているものについて完納していること)

⑤印鑑証明書

⑥許認可を要する業種を営んでいる場合はその許認可書の写し

⑦設備資金見積書(設備資金を利用する場合)

※NPO法人の場合は上記書類の他、事業報告書等の提出が必要です。

※マイナンバー(個人番号)、本籍が記載された書類(住民票、個人の確定申告書等)を提出する場合は、マイナンバー(個人番号)、本籍を判別できないよう塗りつぶしたものをご提出ください。

※その他、資金ごとに必要な書類がございますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

### 2 申込窓口

融資の申込みは以下の取扱金融機関でお受けしております。

※本店、支店及び支店の所在地を問いません。

※公害防止資金の申込窓口は、川崎市環境局環境対策部環境対策推進課です。

## 取扱金融機関全26行

|             |  |   |  |  |
|-------------|--|---|--|--|
| 銀行 15 行     | みずほ銀行<br>群馬銀行<br>静岡銀行<br>神奈川銀行<br>横浜信用金庫<br>芝信用金庫<br>世田谷信用金庫<br>商工組合中央金庫 | 三井UFJ銀行<br>さっぽろ銀行<br>阿波銀行<br>静岡中央銀行<br>かながわ信用金庫<br>さわやか信用金庫<br>多摩信用金庫 | 三井住友銀行<br>横浜銀行<br>三井住友信託銀行<br>徳島大正銀行<br>湘南信用金庫<br>西武信用金庫 | りそな銀行<br>山梨中央銀行<br>東日本銀行<br>川崎信用金庫<br>城南信用金庫 |
| 信用金庫 10 行   |  |   |  |  |
| 政府系金融機関 1 行 |  |   |  |  |

## 融資制度の選び方の例

- 一般的に広くご利用いただける資金 -----> **振興資金 (P5、6)**
- 設備投資をしたい方向けの資金 -----> **設備強化支援資金 (P5、6)**
- コロナで影響を受けて、事業展開・多角化等する方向けの資金 -----> **事業展開・多角化資金 (P5、6)**
- 月々の返済負担を軽減させたい方(一括返済のため)、  
資金繰りの安定化を図りたい方の資金 -----> **短期継続資金 (P5、6)**
- 小規模事業者の方向けの資金 -----> **小規模事業資金 (P5、6)**  
**小口零細対応小規模事業資金 (P5、6)**
- これから創業する方、創業して間もない方向けの資金 -----> **アーリーステージ対応資金 (P5、6)**
- ゼロゼロ融資(コロナ対応資金)、危機対策資金、災害対策資金からの  
借換をしたり、収益改善したい方 -----> **伴走支援型経営改善資金 (P7、8)**
- 売上等が減少している方、  
国のセーフティネット保証認定を受けた方向けの資金 -----> **不況対策資金 (P7、8)**
- 借換えしたい方向けの資金 -----> **借換支援資金 (P7、8)**

※各制度の詳細については、一覧表をご覧ください。

## 川崎市信用保証協会について

川崎市信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となって中小企業を支援することにより、地域経済の振興と発展に寄与することを目的とした「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

## 信用保証料率について

川崎市信用保証協会の保証を受けるには保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。保証料率は企業の経営状況及び責任共有制度の対象か否かにより次のとおり設定されます。

### ●通常の信用保証料率

・責任共有制度対象 年 0.450～1.900% ・責任共有制度対象外 年 0.500%～2.200%

### ●川崎市による保証料補助を行っている場合の信用保証料率（特別保証料率の設定）

川崎市が保証料の一部を補助することで、通常より割安な特別保証料率を設定しています。なお、事業者の経営状況に応じて料率は異なります（詳細は、川崎市中小企業融資制度一覧表を参照）。

・セーフティネット 1号～8号は、川崎市が半額補助します。

※担保提供がある場合は一部の保証制度（セーフティネット保証等）を除き 0.1% の割引があります。

◆責任共有制度とは、一部の保証を除き、借入額に対する信用リスクの2割相当分を、金融機関が負担することをいいます。

### 【責任共有制度の対象外となるもの】

(1)小規模事業資金（セーフティネット 1号～4号、6号）(2)小口需細対応小規模事業資金 (3)経営安定資金（セーフティネット 1号～4号、6号・災害関係保証・震災緊急保証・危機関連保証）(4)アーリーステージ対応資金（創業関連保証）(SSS保証) ※その他、特別小口保険を利用する場合

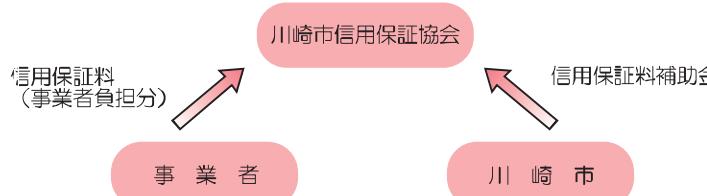
◆保証料・保証料率の詳細については、川崎市信用保証協会へお問合せください。

## 信用保証料の補助について

川崎市では、市融資制度を川崎市信用保証協会の保証付で利用した場合、信用保証料の補助を行うことにより、事業者の方の資金繰りの支援を行っています。（一部制度を除く）

### 【手続きはどうするの？】

事業者の方の手続きは不要です。川崎市が事業者の方に代わって、信用保証料の補助分を川崎市信用保証協会へ支払い、事業者の方の手続きにかかる負担を軽減しています。



## 事業承継をご検討中のみなさまに！（事業承継特別保証資金…P.5、6）

中小企業者の円滑な事業承継を資金調達の面から支援するため、事業承継特別保証資金をご用意しています。

### 1. 保証人が不要！

経営者を含め保証人が不要です。

### 2. 事業承継を実施後（3年を経過していないもの）でも借入が可能！

融資対象者は次の中小企業者（個人は対象外）となります。

- ・信用保証協会の保証申込受付日から、3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- ・令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

### 3. プロパー借入分の借換や増額借入も可！

事業承継前の借入れ、かつ、個人保証を提供している借入について借換を行う場合は、プロパー借入れの借換も可能です。また、事業承継実施前の場合は増額の借入も可能です。

### （財務要件）

本資金の利用には、次の①から④まで全てを満たす必要があります。

- ①資産超過であること
- ②EBITDA 有利子負債倍率（注）が1.5倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと

（注）EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益+減価償却費）

## 川崎市は、あなたの「創業」を応援します！（創業支援資金…P.5、6）

川崎市は、これから創業する方や創業して間もない方を応援するために、**創業支援資金**（アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金）をご用意しています。

### 1. 信用保証料の本人負担がゼロ！

市と川崎市信用保証協会が協調し、所定保証料率年 0.8% のうち、0.5% を市が補助、0.3% を川崎市信用保証協会が引き下げ、信用保証料の本人負担をゼロとします。

### 2. 利率年 1.9% 以内と低めに設定！

自己資金がない場合でも、年 1.9% 以内とします。

（自己資金が 1/2 以上ある場合は年 1.7% 以内、自己資金が 1/3 以上ある場合は年 1.8% 以内）

### 3. 中小企業診断士による企業診断でスタートアップを支援！

企業診断では、事業運営に関する様々なアドバイスを通じて、経営力を身に付けていただくことを目的の一つとしています。（ただし、決算を一期以上終えている方、申込額が 800 万円以下の方、又は再利用する方で、当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。）

### 4. 保証人を徴収しないスタートアップ創出促進資金がスタート！

ご利用は、法人に限られ、保証料 0.5% のほか諸要件があります。詳しくはHPをご覧ください。

※アーリーステージ対応資金の一剖制度を除きます。

※詳細の利用条件は P.5、6 をご覧ください。

川崎市 アーリーステージ対応資金

検索

川崎市中小企業融資制度一覧表① ※制度は年度途中で変わることがあります。詳細は市ホームページをご確認ください。

| ご利用いただける方                                   | 制度名   | 融資対象者   | 融資限度額   | 融資利率  | 信用保証料率<br>(川崎市補助後の料率)   | 資金用途・期間   | 備考  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本中金却小継する企業のため等の定めた新の方を全般に亘り業を展開する方をお影響のかの方 | 振興資金★<br>設備強化支援資金★<br><br>RENEW!!<br>【コロナ対応あり】<br>事業展開・多角化資金★<br><br>NEW!!<br>短期継続資金★         | 中小企業者・協同組合等の方   | 中小企業者<br>2億円<br>協同組合等<br>4億円  | (短期)1年以内<br>年1.5%以内<br>1年超5年以内<br>年2.0%以内<br>5年超7年以内<br>年2.3%以内<br>7年<br>年2.5%以内<br>又は制度所定変動金利<br>(短プラス0.7%以内)※1  | 年0.450%~1.900%  | (定期)運転資金・設備資金1年以内<br>(据置2年以内を含む)<br>(長期)運転資金<br>7年以内<br>(据置2年以内を含む)<br>設備資金<br>10年以内<br>(据置1年以内を含む)   | 転業する場合は、<br>川崎市の企業診断が必要   |
| 小規模事業者を営むる方                                 | 小規模事業資金★<br>短期サポート型★<br>小口サポート型★<br>ミニ★<br>小口零細対応<br>小規模事業資金★                                 | 従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方<br>従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の方(○・▲)  | 3,000万円<br>5,000万円<br>3,500万円<br>2,000万円<br>2,000万円<br>300万円<br>2,000万円<br>※2 | 年1.6%以内<br>金融機関所定利率<br>3年以内<br>年1.8%以内<br>3年超5年以内<br>年2.0%以内<br>5年超<br>年2.1%以内<br>年1.2%以内<br>年1.4%以内<br>年1.3%以内<br>年1.6%以内<br>3年超5年以内<br>年1.8%以内<br>5年超8年以内<br>年1.9%以内<br>8年超<br>年2.0%以内<br>年1.9%以内   | 年0.225%~0.950%<br>年0.450%~1.900%<br>年0.225%~0.950%<br>年0.450%~1.100%  | 運転資金：7年以内<br>(据置2年以内を含む)<br>設備資金：10年以内<br>(据置2年以内を含む)<br>運転資金：1年以内<br>(一括返済に限る。)<br>運転資金・設備資金 8年以内<br>(据置1年以内を含む)<br>運転資金・設備資金 1年以内<br>(据置2ヶ月以内を含む)<br>運転資金・設備資金 5年以内<br>(据置1年以内を含む)<br>運転資金 4年以内<br>(据置6か月以内を含む)<br>運転資金・設備資金 10年以内<br>(据置1年以内を含む) | 取扱期間は<br>令和6年3月31日まで<br>金融機関による確認書<br>(第20号様式)が必要   |
| 川崎市に進出する方                                   | 産業立地促進資金<br>企業立地促進資金  | 川崎市が定める莘業拠点地区及び工業専用地に選出する中堅・中小企業者等の方<br>1 土地収用法第3条各項に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する方<br>2 川崎市内のインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター」、かながわサイエンスパーク、テクノハブイニューション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター)に入居した方のうち川崎市内に移転する方   | 運転資金<br>2億8,000万円<br>設備資金<br>20億円<br>2億8,000万円                                | 運転資金<br>年2.0%以内<br>設備資金<br>年2.1%以内<br>*新川崎A地区<br>割引3.1%以内<br>へ選出の場合は、運転資金・設備資金ともに1.9%以内   | 保証付きの場合<br>年0.450%~1.900%   | 運転資金：7年以内<br>(据置1年内を含む)<br>設備資金：15年以内<br>(据置3年内を含む。)※3  | 保証付きの場合<br>川崎市の企業診断が必要<br>川崎市の窓口会の認定が必要<br>保証なしの場合<br>川崎市の確認(第8号様式)が必要  |
| 新たな取り組みをする方                                 | アーリーステージ<br>対応資金<br>女性・若者・シニア<br>起業家支援資金<br>NEW!!<br>スタートアップ<br>創出促進資金<br>新製品開発・<br>新分野進出支援資金 | 1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1ヵ月以内に新たに個人事業を開始する方又は2ヵ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援事業を受けて創業しようとする場合<br>はいすれも6ヵ月以内)(○・▲)<br>2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業者等の方(○・▲)<br>3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等の方(○・▲)<br>4 個人事業を開始したのち、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年未満の方<br>(一歩もはいすれも創業関連保証を利用)<br>5 開業後1年未満の中小企業者等の方(一般保証を利用)<br>上記アーリーステージ対応資金の1~4のいずれかの要件を満たし、代表者が女性・30歳未満・150歳以上<br>のいずれかに該当する方(○・▲)(創業関連保証を利用)<br>国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等の方<br>保証申込対応時点において税務申告1期終了していない創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己<br>資金を有すること<br>(経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証(SSS保証)を利用)(○・▲)<br>詳細は川崎市ホームページで | 3,500万円<br>1,000万円<br>3,500万円<br>3,500万円<br>3,000万円                           | 年1.9%以内<br>①借入金の1/2以上の自己資金<br>→年1.7%以内<br>②借入金の1/3以上の自己資金<br>→年1.8%以内<br>又は制度所定変動金利<br>(短プラス0.7%以内)※1<br>年1.8%以内<br>①借入金の1/2以上の自己資金<br>→年1.6%以内<br>②借入金の1/3以上の自己資金<br>→年1.7%以内<br>又は制度所定変動金利<br>(短プラス0.7%以内)※1<br>年1.9%以内<br>①借入金の1/2以上の自己資金<br>→年1.7%以内<br>②借入金の1/3以上の自己資金<br>→年1.8%以内<br>又は制度所定変動金利<br>(短プラス0.7%以内)※1<br>年2.1%以内<br>市補助金の交付決定を受けた場合は<br>年2.0%以内 | 年0.0%<br>(市保証協会の<br>0.3%引下げ含む)<br>年0.450%~1.900%<br>年0.0%<br>(市保証協会の<br>0.3%引下げ含む)<br>年0.5%<br>年0.450%~0.800% | 運転資金 7年以内<br>(据置1年内を含む)<br>設備資金 10年以内<br>(据置1年内を含む)<br>※市内設備に係る<br>運転資金 7年以内<br>(据置1年内を含む)<br>設備資金 10年以内<br>(据置1年内を含む)<br>運転資金 7年以内<br>(据置1年内を含む)<br>設備資金 10年以内<br>(据置1年内を含む)   | 対象者1<br>川崎市の認定(第9号様式)が必要<br>(担当:経済企画局経営支援課<br>電話044-200-2333)<br>対象者2<br>川崎市の確認(第9号様式)が必要<br>(担当:経済企画局イノベーション<br>推進部 電話044 200 2973)<br>川崎市の企業診断が必要<br>スタートアップ創出促進資金については「創業計画書」が必要 |
| 中小企業者等の方<br>事業承継を行う方                        | 流動資産担保資金<br>事業承継特別保証資金  | 事業者に対する売掛債権又は勘定資産を保有する中小企業者等の方(勘定資産を担保とする場合は法人に限る。)<br>国の「事業承継特別保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等(個人は除く)   | 2億5,000万円<br>2億8,000万円  | 年1.9%以内<br>年1.6%以内  | 年0.340%<br>年0.000%~0.950%   | 運転資金・設備資金 1年以内<br>借換資金 10年以内<br>(据置1年内を含む)  | 川崎市の企業診断が必要<br>新製品開発の場合は和奈川県立産業技術総合研究所の新製品評価が必要<br>プロバー借入も可能  |

※ ①共存制度の対象となる資金に、②表示してあります。

※ ③非登記の登記法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、△印で示しております。

※ ④印の資金について、SDGs取組支援資金の取扱いが可能です。(詳しくは1Cページ参照)

※ 1 貸付金利の「△」と△印、金利は複数年1年以下の算定による際の年利(運転金利等)、金利は原則によってござります。

※ 2 全ての出向資金に適用する保証付資金保証料と利息合計で、2,000万円(初期)とならぬ所の保証に費します。

※ 3 運転資金の資金協会に移転する際にあります。設備資金の場合は、上位取扱資金、運輸機械資金、入金、保証金、改修費及び機器設備費等に限ります。

※ 4 金算は1期以上越えている方、半分以上が200万円以上の方には当該資金利用に伴う契約事項を受けたことのある方の特許を省略できます。

川崎市中小企業融資制度一覧表② ※制度は年度途中で変わることがあります。詳細は市ホームページをご確認ください。

| ご利用いただけ方             | 制度名                                    | 融資対象者  | 融資限度額     | 融資利率                      | 信用保証料率<br>(川崎市補助後の料率)                    | 資金使途・期間   | 備考  |   |
|----------------------|--|--|-----------|---------------------------|--|---|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方 | 不況対策資金(5年型)                            | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方<br>2 主要な取引先からの回款3か月間又は6か月間の月平均売上額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方<br>3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方<br>4 取引元の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方  | 3,000万円   | 年1.5%以内                   | 年0.450%~0.950%                           | 運転資金・設備資金5年以内<br>(振替1年以内を含む)  | 取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要                        |   |
|                      |  | 年1.4%以内  |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 年1.5%以内  |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 年1.5%以内  |           |                           |  |   |   |   |
|                      | 不況対策資金(10年型)                           | 1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方<br>2 主要な取引先からの回款3か月間又は6か月間の月平均売上額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方<br>3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方<br>4 取引元の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方<br>5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等の方<br>6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用)<br>7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用)<br>8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)<br>9 東日本大震災に対応するための特別の財政措置及び助成に附する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用) | 8,000万円   | 年1.7%以内                   | 年0.450%~0.950%                           | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替1年以内を含む)   | 取扱金融機関による確認書(第4号様式)が必要                        |   |
|                      |  | 年1.6%以内  |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 年1.7%以内  |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 年0.450%  |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 年0.383%~0.450%   |           |                           |  |   |   |   |
|                      |  | 東日本大震災復興緊急保証<br>年0.400%  |           |                           |  |   |   |   |
|                      | 危機対策資金                                 | 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(○)(危機関連保証を利用)※5   | 2億8,000万円 | 年1.7%以内                   | 年0.400%                                  | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替2年以内を含む)   | 市町村又は特別区の認定書が必要                               |   |
|                      | 災害対策資金                                 | 火災、風水害等の被害を受けている中小企業者等の方<br>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用)   | 8,000万円   | 年1.7%以内                   | 年0.450%~0.950%                           | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替1年以内を含む)   | 火災災害証明書が必要                                    |   |
|                      | 激甚災害対策資金                               | 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(○)(災害賃貸保証を利用)  | 2億8,000万円 |                           | 年0.450%                                  | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替1年以内を含む)   | 市町村又は特別区の認定書が必要                               |   |
|                      | RENEW!!<br>【収益改善を図りたい方】<br>伴走支援型経営改善資金 | 一般保証 次の1つは(○)アから(○)イのいずれかに該当すること<br>(1)売上高減少5%以上<br>(2)売上高総利益率(前年同月)5%以上減少<br>工 売上高営業利益率(前年同月)5%以上減少<br>才 売上高総利益率(直近決算)5%以上減少<br>イ 売上高営業利益率(直近決算)5%以上減少<br>ウ 売上高総利益率(直近決算前月)5%以上減少<br>力 売上高営業利益率(直近決算前月)5%以上減少<br>(セーフティネット保証もあり) (セーフティネット+4号は(○)は(○)番号も可)<br>借換の場合は(○)の場合も可 詳細は川崎市ホームページ   | 1億円       | 1年以内<br>3年内<br>5年内<br>5年超 | 年0.9%以内<br>年1.2%以内<br>年1.4%以内<br>年1.6%以内 | 年0.16%~0.92%(一般保証)<br>0.1%(セーフティネット保証)<br>※補北対象期間の確認は市ホームページで<br>※括弧返済の場合1年以内 | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替5年以内を含む)<br>※括弧返済の場合1年以内 | セーフティネット保証の場合は市町村又は特別区の認定書が必要。一般保証の場合は所定の売上高減少条件で認証書、売上高総利益率減少条件で認証書、売上高営業利益率減少条件で認証書※4号は3か月以上の方も利用可能 |
|                      |  | 1 保証付融資の償還等をすることにより、日々の経営負担及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方<br>2 上記の条件を満たし東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に附する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用)  | 2億8,000万円 | 年1.8%以内                   | 年0.450%~0.950%                           | 運転資金10年以内<br>(振替1年以内を含む)  | 事業計画書(第5号様式)が必要                               |   |
|                      | 条件変更改善型借換資金                            | 保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用)   |           | 10年以内<br>10年超             |  |   |   |   |
| 取り組む方に               | RENEW!!<br>企業再建資金                      | 再建計画等を以て、呉濱の難天性が認められ、企業再建を図る強い意図を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており当該も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等の方<br>1) 神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けた再建計画を第1次、企業再建を図ろうとする方<br>2) 川崎市信田保証協会が設置する専門中小企業の事業再生に資すると見込まれるものとして申請を行った(当社が再建計画を図ろうとする方)(○)(求償権消滅保証を利用)   | 2億8,000万円 | 年2.5%以内                   | 年0.225%~1.100%                           | 運転資金・設備資金10年以内<br>(振替1年以内を含む)   | 川崎市信用保証協会が定める書類が必要                            |   |
|                      |  | 経営改善サポート型企業再建資金  |           | 10年以内<br>10年超             | 年2.0%以内<br>年2.5%以内                       | 年0.340%または0.400%  | 運転資金・設備資金15年以内<br>(振替1年以内を含む)                 | ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方は、振替が5年以内、保証料率が0.200%となります。  |

※ 貸付共用制度の対象となる資金は、(○)印で示しております。

※5 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用地となる資金です。

※6 保証に引き受けた既存借入金を償換される場合は、10年以内(振替1年以内を含む)となります。

川崎市中小企業融資制度一覧表③ ※令和5年度で新規受付を終了します。

| 制度名         | 融資対象者       | 融資限度額   | 融資利率                  | 信用保証料率  | 資金使途・期間        | 備考   |   |
|-------------|-------------|---|-----------------------|---|----------------|--|---|
| 公害防止資金<br>◆ | 公害防止施設整備資金  | 公害を防止するために必要な施設の設備資金を貯し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方    | 中小企業者<br>協同組合等<br>1億円 | 融資実行時の<br>長期プライムレート<br>-0.3%以内<br>(市から全額利子補給あり) | 年0.450%~1.900% | 300万円以下 3年以内<br>300万円超 5年以内<br>600万円超 10年以内<br>(振替1年以内を含む) | ・事前に川崎市の指導を受けている防対策登録対象<br>・川崎市の審査会議の認定が必要<br>・詳解は「問い合わせ窓口」<br>(担当:環境局環境対策部<br>環境対策推進課<br>電話044-200-2506) |
|             | 工場移転資金      | 公害を防止するに必要な工場等の移転費用を貯し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方     |                       | 融資実行時の<br>長期プライムレート<br>-0.1%以内                  |                |  |   |
|             | 低公害型生産設備資金  | 低NOx燃焼設備等の更新費用を貯し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方          |                       | 融資実行時の<br>長期プライムレート<br>-0.1%以内                  |                |  |   |
|             | 低公害自動車等購入資金 | 低公害車(乗用車を除く等の基準あり) 購入費用を貯し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方 |                       | 融資実行時の<br>長期プライムレート<br>-0.3%以内                  |                |  |   |
|             | 土壤汚染対策資金    | 土壤汚染の調査、除去、汎用、汚染拡散防止の費用を貯し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方 |                       | 融資実行時の<br>長期プライムレート<br>-0.3%以内                  |                |  |   |

※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示しております。

## セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について

経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村又は特別区での認定が必要です（法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください）。

- <5項>1号：国の指定する大型倒産 2号：事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：国の指定する不況業種 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融取引の調整 8号：金融機関の貸付債権の譲渡
- <6項>危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

### セーフティネット保証の中で利用の多い第5項第4号認定及び5号認定については以下のとおりです。

#### ●対象となる中小企業者等

（共通） 川崎市内に事業実態のある事業所があること。

※ 法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。  
主な認定要件

（4号の場合）国が指定した突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

（5号の場合）国が指定する業種を営んでおり、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。

【最近1か月】とは、申請月の前月または前々月です。

例) 4月に申請→2月または3月

【その後2か月を含む3か月間】とは最近1か月に続く見込みを含んだものになります。

例) 4月に申請→2月（実績）+3、4月（見込み）または 3月（実績）+4、5月（見込み）

※前年の比較月が新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は、同感染症の影響を受ける直前同期との比較になります。  
※創業間もない企業や事業拡大等により前年比較が適切でない場合、その他特段の事情がある場合は、金融課までお問合せください。

#### ●提出書類一式

次の①から④は全て提出していただきます。

- ① 認定申請書…**2枚**（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）※申請者の押印は省略。
- ② 売上高計算書（川崎市指定書式）※金融機関の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須  
※押印なしの場合は、月別残高試算表の写し、売上元帳等の写し等
- ③ 川崎市内に、法人（個人）の事業実態が確認できる資料  
(個人の場合) 青色申告決算書1ページ目（ない場合は、所得税確定申告書Bの第一表）  
(法人の場合) 履歴事項全部証明書（本店登記地が川崎市内であること）…発行日から3か月以内のもの（コピー可）
- ④ （金融機関等の代理人が提出する場合）  
・委任状（川崎市指定の書式）  
・ご所属が確認できる身分証のご提示（職員証・名刺・ご所属の記載がある健康保険証等）  
※ 身分証はご提示のみで構いません。

●セーフティネット保証の利用に関する申請様式については、ホームページからダウンロードいただけます。

●4号の場合、国の「指定期間」が終了次第、認定申請も終了となります。

●5号の場合、事業業種が国が指定する指定業種に該当するか、確認する必要があります。

川崎市セーフティネット保証

検索 



認定要件、提出書類等は変更になる場合がありますので、最新の情報を市HP等でご確認ください。

## SDGs取組支援融資とは (SDGs取組支援融資…P5,6)

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」において認証（ゴールドパートナー）を取得した事業者の先進的なSDGsの取組を促進するため、振興資金など適用する融資制度の信用保証料を1／2補助します。

#### ■対象となる制度（P5, 6）

- ・振興資金（設備強化支援資金、事業展開・多角化資金、短期継続資金を含む）、小規模事業資金（短期サポート・小口サポート・ミニを含む）、小口零細対応小規模事業資金

#### ■メリット

- ・各資金に通常適用される信用保証料から、さらに1／2を市が補助します。

#### ■申請方法

- ・川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における認証事業者（かわさきSDGsゴールドパートナー）の認証書の写しを金融機関へご提出ください。

「かわさきSDGsパートナー」についてはこちら

<https://www.goodcity.jp/city.kawasaki/registration>



検索 

総務企画局都市政策部 SDGs・国際連携推進担当 電話044-200-0374

## お問い合わせ

#### ■融資制度全般・認定窓口について

川崎市経済労働局経営支援部金融課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20

川崎市産業振興会館5階

電話 044-544-1848・1847

FAX 044-544-3263



受付時間：8時30分～12時、13時～17時（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）  
ホームページアドレス：URL <http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/77-25-0-0-0-0-0-0-0-0.html>  
(川崎市ホームページから「事業者・努力者・新規事業情報」「認証」「登録」「申請」⇒「中小企業・経営・計画」)

#### ■川崎市信用保証協会

川崎・幸・中原区担当

川崎市信用保証協会 企業支援課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

電話 044-211-0501

FAX 044-222-1993



受付時間：9時～17時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）  
ホームページアドレス：URL <http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10

てくのかわさき3階

電話 044-812-1112・1113

FAX 044-812-2075



高津・宮前・多摩・麻生区担当

川崎市信用保証協会 北支所企業支援課

〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1

かながわサイエンスパーク西棟 407号

電話 044-850-0055

FAX 044-833-1313



(広告)

かわしんと一緒に

# かーぽんゼロ 始めてみませんか？

詳しく述べ窓口または当金庫HPにてご確認ください  
かわしん カーボンゼロチャレンジ 検索

かわしんも賛同しています！

川崎信用金庫

2023年4月1日現在



CONCORDIA

コンコルディア・フィナンシャルグループ

地域のみなさまのさまざまな  
資金調達ニーズにお応えします  
ご相談はお近くの窓口まで

<http://www.boy.co.jp/>

地域の身近な銀行として  
経営上のさまざまなニーズに  
お応えいたします！



神奈川銀行

川崎支店 TEL. 044-244-7538

中原支店 TEL. 044-722-9121



<https://www.kanagawabank.co.jp>

城南信用金庫は、  
地域の皆様のお困りごとを解決する  
お客様応援企業をめざします！



(C)2022 SANRIO LTD., APPROVAL No. 635709

城南信用金庫

=川崎市内 6 店舗 =

溝ノ口支店 044-(833) 0321 生田支店 044-(922) 0141  
宮前平支店 044-(866) 9121 元住吉支店 044-(411) 2141  
中原支店 044-(711) 3651 薩沼支店 044-(854) 2511  
シナモロールは城南信用金庫のイメージキャラクターです。

東日本銀行は中小企業のみなさまのご要望  
ご相談にお応えいたします。



CONCORDIA

コンコルディア・フィナンシャルグループ

～下記店舗にご相談ください。～

川崎支店・加瀬支店

044-355-4321

<http://www.higashi-nipponbank.co.jp/>

思いを預かる。思いをつなぐ。  
きらぼし銀行

<https://www.kiraboshibank.co.jp>

登戸支店・稻田堤支店

梶ヶ谷支店・久地支店

新百合ヶ丘支店／川崎法人営業部

芝信用金庫

川崎市内の店舗

新 城 支 店 044-788-3661

溝 ノ 口 支 店 044-888-2241

(預金専化型店舗) ※溝ノ口支店のご融資受付は、新域支店になります

武蔵小杉支店 044-733-0166

※新支店・川崎大師支店は、令和4年10月3日より浜手駅前支店の

店舗内店舗として営業しております

浜手駅前支店・幸支店・川崎大師支店 045-575-1141

この街の“ホームドクター”

しばしんが頼むなら安心します。



大正10年創業

感謝をこめて

これからも皆様と共に

事業に関するさまざまな課題のサポート

ご相談はくせたしんの窓口へ

世田谷信用金庫

宮崎台支店



川崎市宮前区宮崎 2-11-20 TEL 044-877-4441

街にいい風 あなたにいい風

SHONAN

湘南しんきんは中小企業を応援します  
詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風  
湘南しんきん



お客様の幸せづくり  
たましん

財務面はもちろん、創業や事業の  
成長・再生・承継などの経営課題について、  
パートナーとして共に考え方強くサポートします。

多摩信用金庫 [www.tamashin.jp](http://www.tamashin.jp)

永山支店 TEL 042-356-2511

稻城矢野口支店 TEL 042-379-3451

かなしんが皆さまの夢の実現や  
お悩みの解決をサポートします

創業支援

成長支援

事業承継

経営改善・事業再生

かなかわ信用金庫  
かなしん

